

(別表)

○救済金の種類と額

種類	対象児童	給付内容	給付額				
			未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等
学資金	被災により保護者が死亡した児童	被災児童が、小学校から大学等（短大、専門学校専門課程を含む）を卒業するまで、その在学期間中（大学等については6年間を限度とし、留年期間を除く）の学資金を給付します。	-	年 66,000円	年 66,000円	年 290,000円	年 408,000円
被服文具費	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	住家が全壊・全焼したとき、その被災時に給付します。未就学児は、幼稚園・保育所等に通う児童に限りません。	35,000円	50,000円	50,000円	50,000円	-
修学旅行資金	被災により保護者が死亡した児童	小学校、中学校及び高等学校に在学中の修学旅行費用を給付します。	-	上限40,000円	上限70,000円	上限110,000円	-
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までの修学旅行費用を給付します。					
就職支度金	被災により保護者が死亡した児童	中学校及び高等学校、大学等を卒業して就職するとき支度金を給付します。	-	-	100,000円	100,000円	100,000円
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までに中学校及び高等学校、大学等を卒業して就職するとき支度金を給付します。					
就学支度金	被災により保護者が死亡した児童	中学校及び高等学校を卒業して就学するとき支度金を給付します。	-	-	100,000円	100,000円	-
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までに中学校及び高等学校を卒業して就学するとき支度金を給付します。					
特別救済金	理事会が、特に必要と認める場合に、特に定める額。						

※保護者とは・・・児童の親権を行う方、後見人その他の方であって児童を現に養育している方をいいます。
被災時に長崎県内に居住していることが要件です。